【第 11 章　章末問題解答】

1．次の税金を分類し、税金の分類表に記入しなさい。

所得税、法人税、相続税、事業税、消費税、酒税、たばこ税、自動車税、軽自動車税、固定資産税

〈税金の分類表〉

<table>
<tr><th></th><th>国　税</th><th>地方税</th><th></th><th>国　税</th><th>地方税</th></tr>
<tr><td>所得課税</td><td>所得税
法人税</td><td>事業税</td><td rowspan="2">消費課税</td><td rowspan="2">消費税
酒税
たばこ税</td><td rowspan="2">自動車税
軽自動車税</td></tr>
<tr><td>資産課税等</td><td>相続税</td><td>固定資産税</td></tr>
</table>

2．会社に勤めている人（給与所得者）の所得税の納税方法と事業を営んでいる人（事業所得者）の納税方法について説明しなさい。

（解答例）

会社に勤めている人（給与所得者）については、給与を支払う事業者（会社）が、本人の給与から所得税を差し引いて預かり、これを本人に代わって税務署に納税しています。このような納税の方法を源泉徴収といいます。他方、事業を営んでいる人（事業所得者）については、本人自らが 1 年間に得た所得とそれに対する税額を計算し、翌年の 2 月 16 日から 3 月 15 日までに税務署へ申告し納付します。このような納税の方法を確定申告といいます。

3．所得税の対象である所得の考え方について説明しなさい。

（解答例）

所得税の対象である所得の考え方には、制限的所得概念（所得源泉説）と包括的所得概念（純資産増加説）があります。制限的所得概念（所得源泉説）とは、個人に帰属する経済的利得のうち、反復的・継続的に得られる利得のみが所得であるとする考え方です。包括的所得概念（純資産増加説）とは、個人に帰属するあらゆる経済的利得が所得であるとする考え方です。